

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

組織規程

	制定	平成18年4月1日18規程第23号
一部改正		平成18年12月1日18産技総総第358号
一部改正		平成20年4月1日19産技総総第656号
一部改正		平成20年10月1日20産技総総第322号
一部改正		平成21年4月1日20産技総総第687号
一部改正		平成22年1月18日21産技総総第552号
一部改正		平成22年3月17日21産技総総第695号
一部改正		平成23年1月17日22産技総総第613号
一部改正		平成23年3月25日22産技総総第785号
一部改正		平成23年9月26日23産技総総第350号
一部改正		平成24年7月26日24産技総総第243号
一部改正		平成24年8月28日24産技総総第294号
一部改正		平成24年9月25日24産技総総第355号
一部改正		平成25年3月22日24産技総総第766号
一部改正		平成25年9月19日25産技総総第345号
一部改正		平成25年11月29日25産技総総第415号
一部改正		平成26年3月24日25産技総総第755号
一部改正		平成26年12月12日26産技総総第569号
一部改正		平成27年3月23日26産技総総第842号
一部改正		平成28年3月30日27産技総総第871号
一部改正		平成28年4月26日28産技総総第53号
一部改正		平成29年3月21日28産技総総第738号
一部改正		平成30年3月30日29産技総総第849号
一部改正		平成31年3月26日30産技総総第954号
一部改正		2020年3月30日2019産技総総第866号

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	組織（第2条）
第3章	職（第3条—第9条）
第4章	職責（第10条—第16条）
第5章	分掌事務（第17条）

附則

第1章	総則
-----	----

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の理事長の権限に属する事務を処理するために必要な組織、職員の職責及び事務に係る決定権限の合理的配分と決定手続を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務執行の能率的な運営と事案の決定の適正化に資することを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第2条 都産技研に、下表に掲げる組織を置く。

本部組織	部組織	課組織
—	内部監査部	内部監査室
—	経営企画部	経営企画室
		プロジェクト企画室
		交流連携室
		技術経営支援室
		国際化推進室
		バンコク支所
—	総務部	総務課
		財務会計課
		環境安全管理室
開発本部	—	開発企画室
	開発第一部	電気電子技術グループ
		機械技術グループ
		光音技術グループ
	開発第二部	表面・化学技術グループ
		環境技術グループ
		バイオ応用技術グループ
	開発第三部	情報技術グループ
		デザイン技術グループ
		生活技術開発セクター
プロジェクト事業	プロジェクト事業化推進室	
	ロボット開発セクター	

	推進部	I o T開発セクター
		通信応用・5G技術グループ
事業化支援本部	技術開発支援部	3Dものづくりセクター
		先端材料開発セクター
		実証試験セクター
	地域技術支援部	城東支所
		墨田支所
		城南支所
	多摩テクノプラザ	総合支援課
		電子・機械グループ
		複合素材開発セクター

2 前項に掲げる内部監査部、経営企画部、総務部、開発本部及び事業化支援本部の室、支所及び課に係を置く。

3 この他、理事長は臨時で事務を処理するため、必要な組織を置くことができる。

第3章 職

(理事長の職)

第3条 法人を代表し、法人の業務を総理する長として理事長を置く。

(理事の職)

第4条 理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行うため理事を置く。

(監事の職)

第5条 法人の業務を監査するため、監事を置く。

(本部長の職)

第6条 本部に本部長を置く。

(部長等の職)

第7条 部に部長を、多摩テクノプラザに所長を置く。

2 理事長は、部及び多摩テクノプラザに専門主席研究員を置くことができる。

3 理事長は第1項及び第2項に定める職のほか、部及び多摩テクノプラザに主席研究員又は担当部長を置くことができる。

(課長等の職)

第8条 支所に支所長を置く。

2 室に室長を、グループにグループ長を、セクターにセクター長を、課に課長を置く。

3 理事長は、支所、室、グループ、セクター及び課に専門上席研究員を置くことができる。

4 理事長は第1項及び第2項に定める職のほか、支所、室、グループ、セクター及び課に上席研究員を置くことができる。

(係長等の職)

第9条 係に係長を置く。

2 支所、室、グループ、センター、セクター及び課に主任研究員を置く。

3 理事長は、係に担当係長を置くことができる。

第4章 職責

(理事長の職責)

第10条 理事長は、法人を代表し、法人の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

(理事の職責)

第11条 理事は、理事長の命を受け、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(監事の職責)

第12条 監事は法人の業務を監査する。

(本部長の職責)

第13条 本部長は、理事長の命を受け、本部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(部長及び所長の職責)

第14条 内部監査部長、経営企画部長及び総務部長は、理事長又は理事の命を受け、部の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 開発第一部長、開発第二部長、開発第三部長及びプロジェクト事業推進部長は、理事長、理事又は開発本部長の命を受け、部の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 技術開発支援部長、地域技術支援部長及び多摩テクノプラザ所長は、理事長、理事又は事業化支援本部長の命を受け、部又は多摩テクノプラザの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 第1項から第3項までに定めのない部長等の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する業務を遂行し、職員を指導育成する。

(課長等の職責)

第15条 内部監査室長は、内部監査部長の命を受け、室の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 開発企画室長は、開発本部長の命を受け、室の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 総合支援課長、電子・機械グループ長及び複合素材開発セクター長は、多摩テクノプラザ所長の命を受け、課又はグループの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 前3項に掲げる以外の支所長、課長、室長、グループ長及びセクター長は、部長の命を受け、支所、課、室、グループ又はセクターの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 第1項から第3項までに定めのない課長等の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する業務を遂行し、職員を指導育成する。

(係長等の職責)

第16条 係長は、支所長、室長又は課長の命を受け、係の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 主任研究員は、所属長の命を受け、所属の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 担当係長は、支所長、室長又は課長の命を受け、担当する業務に従事し、職員を指導育成する。

第5章 分掌事務

(分掌事務)

第17条 組織の分掌事務は次のとおりとする。

内部監査部

内部監査室

内部監査係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 内部統制制度の企画・調整に関すること。
- (2) 監事による内部統制に関すること。
- (3) 監査・点検等の総括に関すること。
- (4) 内部通報・外部通報に関すること。
- (5) 懲戒処分に関すること。
- (6) 法務に関すること。
- (7) その他内部統制に関すること。

経営企画部

経営企画室

企画調整係、情報システム係及び広報係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 事業計画、調査、分析及び調整に関すること。
- (2) 事業予算の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (3) 法人評価委員会に関すること。
- (4) 中期計画及び年度計画に関すること。
- (5) 機器整備計画の企画及び調整に関すること。
- (6) 機器の修理及び校正管理に関すること。
- (7) 研究施設の利用調整に関すること。
- (8) 理事会、経営会議、及び幹部会に関すること。
- (9) 公立鉦工業試験研究機関長協議会に関すること。
- (10) 技術情報の収集、分析、調整、提供及び管理に関すること。
- (11) 商工部との連絡調整に関すること。
- (12) 都産技研戦略ロードマップに関すること。
- (13) リスクマネジメントに関すること。
- (14) J K A補助金など各種補助金事業の管理に関すること。
- (15) 試験、研究、指導及び広報普及に係る情報システムの運用管理等

に関すること。

- (16) ネットワークシステムの企画、構築、運用、管理及び調整に関する
こと。
- (17) 情報システムの活用・更新に関すること。
- (18) 財務系、総務系情報システム等の運用支援に関すること。
- (19) 情報セキュリティに関すること。
- (20) 広報普及事業に関わる企画、調整及び連絡に関すること。
- (21) 業務の広報に関すること。
- (22) 展示会の出展に関すること。
- (23) 本部の常設展示に関すること。
- (24) 各種普及事業の実施に関すること。
- (25) 刊行物の編集及び発行に関すること。
- (26) 見学等に関すること。
- (27) プレス対応に関すること。
- (28) 図書資料の収集、図書室の管理運営及び外部図書館連携に関する
こと。
- (29) 外部データベースの利用に関すること。
- (30) Webサイトの運営に関すること。
- (31) その他経営企画、情報システム及び広報に関すること。

プロジェクト企画室

プロジェクト企画係、プロジェクト経理係を置き、次の事務を
所掌する。

- (1) サービスロボット社会実装支援事業、中小企業のための
IoT化支援事業、障害者スポーツ研究開発推進事業、航
空機産業参入支援事業、バイオ基盤技術を活用したヘルス
ケア産業支援事業、プラスチック代替素材を活用した開
発・普及プロジェクト、中小企業の5G普及促進事業及び都
政課題解決プロジェクト（以下「プロジェクト」とい
う。）の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (2) プロジェクト予算の計画及び進行管理に関すること。
- (3) プロジェクト基盤研究及び共同研究の企画、調整及び進

行管理に関すること。

- (4) プロジェクトの共同研究契約、委託、請負その他の契約に関すること。
- (5) プロジェクトの技術セミナー及び講習会の企画及び調整に関すること。
- (6) プロジェクトに係る東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社、その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) プロジェクトの広報に関すること。
- (8) プロジェクトの財産管理に関すること。
- (9) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (10) その他プロジェクト企画に関すること。

交流連携室

産業交流係、技術管理係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 産学公連携事業に関すること。
- (2) 国、地方公共団体、産業支援団体、大学、公設試験研究機関等との連携に関すること。
- (3) 首都圏公設試連携の企画、調査、検討及び実施に関すること。
- (4) 産業技術連絡会議の連絡、調整及び実施、その他広域連携に関すること。
- (5) 異業種交流会、業種別交流会、技術研究会等の調整及び運営管理に関すること。
- (6) 学協会との連携事業に関すること。
- (7) 連携大学院生、研修生等の受け入れに関すること。
- (8) 各種技術審査事業の調整及び管理に関すること。
- (9) その他交流連携に関すること。

技術経営支援室

相談支援係及び技術振興係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 総合支援窓口及び相談ブース等の管理及び運営に関すること。
- (2) 専門相談に関すること

- (3) 実地技術支援に関すること。
- (4) 依頼試験、機器利用及びオーダーメイド開発支援の調整に関すること。
- (5) 成績証明書及び報告書の発行及び管理に関すること。
- (6) 技術セミナー及び講習会等の企画、連絡、調整及び実施に関すること。
- (7) 製品開発支援ラボ及び共同開発支援室等の運営に関すること。
- (8) 東京イノベーションハブに関すること。
- (9) その他技術経営支援に関すること。

国際化推進室

中小企業の製品輸出等の海外展開を推進、支援に関する次の事務を所掌する。また、輸出製品技術支援センターを置き、その事務を所掌する。

- (1) 輸出製品技術支援センターの運営及び管理に関すること。
- (2) 広域首都圏輸出製品技術支援センターに関すること。
- (3) 海外公設試との連携、交流に関すること。
- (4) 海外展示会への出展拡大調査に関すること。
- (5) バンコク支所の運営支援に関すること。
- (6) その他国際化推進に関すること。

バンコク支所

バンコク支所に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 東南アジア地域日系中小企業への技術相談及び調査に関すること。
- (2) 東南アジア地域日系中小企業への産業人材育成に関すること。
- (3) 東南アジア地域の中小企業や中小企業支援機関等との交流・連携及び情報発信に関すること。
- (4) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) バンコク支所における会計・経理の事務に関すること。
- (7) バンコク支所における人事・労務・法務の手続きに関すること。
- (8) 施設、財産、通信設備等の維持管理に関すること。
- (9) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (10) その他バンコク支所管理運営に関すること。

総務部

総務課

庶務係及び人事給与係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 安全衛生管理に関すること。
- (2) 規程類の管理及び調整に関すること。
- (3) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 労務管理に関すること。
- (6) 職員研修及び研修出向に関すること。
- (7) 社会人博士課程への派遣に関すること。
- (8) 本部における所有車の運転等に関すること。
- (9) 本部の無料送迎バスに関すること。
- (10) 施設の取締りに関すること。
- (11) 人事に関すること。
- (12) 給与、旅費、社会保険等に関すること。
- (13) 所属職員の福利厚生に関すること。
- (14) 表彰及び表彰制度に関すること。
- (15) 総務システムの活用・更新に関すること。
- (16) 他の室、支所、グループ、セクター及び課に属しないこと。

財務会計課

経理係、出納係及び経理担当を置き、次の事務を分掌する。

- (1) 経営管理に関すること。
- (2) 予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (4) 財産管理に関すること。
- (5) 収入その他の会計事務に関すること。
- (6) 資金管理に関すること。
- (7) 財務会計システムの活用・更新に関すること。
- (8) その他経理及び出納に関すること。

環境安全管理室

施設係及び電気設備担当を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 土地、建物、工作物等の工事及び維持管理に関すること。
- (2) 施設の利用調整に関すること。
- (3) 電気及び通信設備の維持管理及び電話交換に関すること。
- (4) 給排水、冷暖房設備などの運転及び保守管理に関すること。
- (5) 薬品、毒物・劇物及び危険物の管理に関すること。
- (6) 高圧ガスの管理に関すること。
- (7) 放射線の管理に関すること。
- (8) 環境マネジメントに関すること。
- (9) 省エネルギー対策に関すること。
- (10) 本部の廃棄物に関すること。
- (11) 防火、防災及び安全対策に関すること。
- (12) その他環境安全管理に関すること。

開発本部

開発企画室

開発企画係、知的財産係及び外部資金係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 基盤研究の予算計画、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 共同研究の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (4) 外部資金導入研究事業に関すること。
- (5) 受託研究に関すること。
- (6) 知的財産の戦略及び管理に関すること。
- (7) 技術ロードマップに関すること。
- (8) 学協会の団体加入に関すること。
- (9) 研究ミスコンダクト防止に関すること。
- (10) その他研究開発事業に関すること。

開発第一部

電気電子技術グループ

担当分野として高周波、MEMS、電気応用及び高電圧を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 電波及び電磁ノイズに関すること。

- (2) 電子回路の設計及び応用に関すること。
- (3) MEMS技術に関すること。
- (4) 電力有効活用に関すること。
- (5) 電気機器・部品及び電気材料の評価及び応用に関すること。
- (6) 電気安全に関すること。
- (7) 高電圧に関すること。
- (8) その他電気電子技術に関すること。

機械技術グループ

担当分野として振動・制御、熱エネルギー加工及び金属加工を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 機械の設計及び構造解析に関すること。
- (2) 機械システムに関すること。
- (3) 機械振動に関すること。
- (4) 機械加工に関すること。
- (5) 素形材加工に関すること。
- (6) 熱エネルギー加工に関すること。
- (7) 機械材料の非破壊検査に関すること。
- (8) 航空機産業参入支援事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (9) その他機械技術に関すること。

光音技術グループ

担当分野として音響及び照明・光学計測を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 音響機器に関すること。
- (2) 音響材料に関すること。
- (3) 振動、騒音及び超音波に関すること。
- (4) 光放射に関すること。
- (5) 照明技術に関すること。
- (6) 光学特性に関すること。
- (7) その他光音技術に関すること。

開発第二部

表面・化学技術グループ

担当分野として表面処理・高分子材料を置き、以下の技術に係る試験・研究及び支援等並びにその実績管理等を所掌する。

- (1) 表面改質技術に関すること。
- (2) めっき技術に関すること。
- (3) 塗装技術に関すること。
- (4) 表面評価技術に関すること。
- (5) 高分子材料に関すること。
- (6) 高分子の加工技術に関すること。
- (7) その他表面技術及び材料技術に関すること。

環境技術グループ

担当分野として環境対策、資源環境及び放射線計測、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 環境負荷低減及び評価に関すること。
- (2) 環境浄化技術に関すること。
- (3) ガラス・セラミックス技術に関すること。
- (4) 環境化学物質及び資源リサイクル技術に関すること。
- (5) 無機分析に関すること。
- (6) 放射線計測に関すること。
- (7) 非破壊検査に関すること。
- (8) 放射線、電子線照射及びその利用技術に関すること。
- (9) 放射線安全管理技術に関すること。
- (10) 環境放射能の定時定点観測、分析評価及び調査研究に関すること。
- (11) 放射線源の管理及び研究業務等への利用に係る調整に関すること。
- (12) その他環境技術に関すること。

バイオ応用技術グループ

担当分野としてバイオ材料応用、微生物応用及び分析応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 生体、化粧品、食品等のバイオ関連の材料に関すること。
- (2) 医療機器に関すること。

- (3) 微生物、酵素及びその利用技術に関すること
- (4) 有機物等の分析及び利用技術に関すること。
- (5) バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (6) その他バイオ応用技術に関すること。

開発第三部

情報技術グループ

担当分野として制御システム、情報通信及びソフトウェア応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 情報処理及び情報機器に関すること。
- (2) 組込みシステム技術に関すること。
- (3) コンピュータ応用及びシステム制御に関すること。
- (4) ネットワーク応用及び情報伝送に関すること。
- (5) 画像処理技術に関すること。
- (6) その他情報技術に関すること。

デザイン技術グループ

担当分野としてユーザビリティデザイン及びプロダクトデザインを置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びにその実績管理を所掌する。

- (1) ユーザビリティデザインに関すること。
- (2) プロダクトデザインに関すること。
- (3) 設計、試作等デザイン開発支援に関すること。
- (4) デザインの活用支援に関すること。
- (5) プラスチック代替素材を活用した開発・普及プロジェクトに係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (6) その他デザイン技術に関すること。

生活技術開発セクター

- (1) 産業技術に係る相談及び指導に関すること。
- (2) 依頼試験の受付及び調整に関すること。
- (3) 産業技術に係る普及事業に関すること。
- (4) 技術研究会に関すること。

- (5) 技術セミナー及び講習会の実施に関すること。
- (6) 研究職員の研修に関すること。
- (7) 機器利用に関すること。
- (8) 試験の精度向上、試験方法等に関すること。
- (9) 担当分野として快適性評価、安全性評価及び製品化支援を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理に関すること。
 - ア 人間の生理、感覚、動作等の計測に関すること。
 - イ 快適性に基づいた製品評価に関すること。
 - ウ 製品の安全性、耐久性の評価に関すること。
 - エ 製品の事故解析に関すること。
 - オ 生活用品等の企画、試作・製品化支援に関すること。
- (10) 障害者スポーツ研究開発推進事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (11) その他生活技術開発に関すること。

プロジェクト事業推進部

プロジェクト事業化推進室

サービスロボット社会実装支援事業に係る事業化の推進、支援に関する次の事務を所掌する。

- (1) サービスロボット社会実装支援事業の連絡、調整及び進行管理に関すること。
- (2) サービスロボット社会実装支援事業の事業化支援に関すること。
- (3) サービスロボット社会実装支援事業の成果展開に関すること
- (4) サービスロボット社会実装支援事業への参画企業、団体との連絡及び調整に関すること。
- (5) 研究会等の調整及び運営管理に関すること。
- (6) 事業化等の専門相談に関すること。
- (7) 実地技術支援に関すること。
- (8) 大学、研究機関等との連携及び交流に関すること。
- (9) その他サービスロボット社会実装支援事業に係る事業化推進に関すること。

ロボット開発セクター

サービスロボット社会実装支援事業に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理並びに担当分野としてロボット機器開発・アプリケーション開発・安全設計開発を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 東京ロボット産業支援プラザの運営に関すること。
- (2) ロボット機器・アプリケーション・安全設計の開発支援に関すること。
- (3) ロボット機器・アプリケーション・安全設計の加工・設計・構造解析に関すること。
- (4) ロボット機器・アプリケーション・安全設計開発のシステム・安全・評価に関すること。
- (5) その他ロボット機器・アプリケーション・安全設計の各技術に関すること。

I o T開発セクター

中小企業へのI o T化支援事業に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) I o T支援サイトの運営に関すること。
- (2) I o T製品化及びI o Tシステムの導入支援に関すること。
- (3) I o T製品化及びI o Tシステムの開発支援に関すること。
- (4) I o T製品化及びI o Tのシステム化における評価・セキュリティに関すること。
- (5) その他I o T化支援に関すること。

通信応用・5G技術グループ

担当分野として無線通信応用、情報通信応用を置き、中小企業の5G普及促進事業に係る以下の試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 5G利用環境の整備及び運営に関すること。
- (2) 5G製品化及び5Gシステム等の導入支援に関すること。
- (3) 5G製品化及び5Gシステム等の開発支援に関すること。
- (4) 5G製品化及び5Gのシステム化等における評価・セキュリティに関すること。
- (5) その他5G及び無線情報通信の普及促進支援に関すること。

事業化支援本部

技術開発支援部

3Dものづくりセクター

担当分野として試作支援、精密加工・測定及びプロセス計測を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) CAD/CAEを活用した設計及び解析に関すること。
- (2) 寸法・形状測定と評価に関すること。
- (3) 機械加工に関すること。
- (4) 高速造形機に関すること。
- (5) 長さの精度・品質に関すること。
- (6) 計測技術に関すること。
- (7) ものづくりベンチャー育成事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (8) その他3Dものづくり技術に関すること。

先端材料開発セクター

担当分野として微粒子応用及び薄膜応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 微粒子応用材料及び製品の開発支援に関すること。
- (2) 薄膜応用材料及び製品の開発支援に関すること。
- (3) 微粒子材料及び薄膜材料の特性解析に関すること。
- (4) その他先端材料開発に関すること。

実証試験セクター

担当分野として環境試験、電気・温度試験及び製品・材料強度を置き、保有する実証試験関係機器の管理並びに以下の技術に係る試験、研究開発支援等及びその実績管理を所掌する。また、品質保証推進センターを置きその事務を所掌する。

- (1) 温湿度評価に関すること。
- (2) 振動及び衝撃評価に関すること。
- (3) 製品の強度評価に関すること。
- (4) 劣化及び腐食評価に関すること。

- (5) 電源及び電気系評価に関すること。
- (6) 計測標準に関すること。
- (7) 計量法に基づく事業者登録など機関登録に関すること。
- (8) 校正証明書の発行及び管理に関すること。
- (9) 品質保証推進センターの運営に関すること。
- (10) その他実証試験に関すること。

地域技術支援部

城東支所

管理係及び技術支援係を置き、城東支所に係る次の事務を所掌する。

管理係

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成績証明書及び報告書の発行及び管理に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (8) 財産管理に関すること。
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (11) 研究職員の研修に関すること。
- (12) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (13) その他支所内他係に属しないこと。

技術支援係

- (1) 産業技術に係る相談及び指導に関すること。
- (2) 依頼試験の受付及び調整に関すること。
- (3) 産業技術に係る普及事業に関すること。
- (4) 技術研究会に関すること。
- (5) 技術セミナー及び講習会の実施に関すること。

- (6) 機器利用に関すること。
- (7) 試験の精度向上、試験方法等に関すること。
- (8) 担当分野として、ものづくり加工、ものづくり評価を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理に関すること。
 - ア 部品加工、金属製作等に関すること。
 - イ 環境試験や絶縁耐力試験に関すること。
 - ウ 化学機器分析・測定、物性評価等に関すること。
 - エ デザイン開発支援に関すること。
- (9) その他技術支援に関すること。

墨田支所

管理係を置き、墨田支所及び生活技術開発セクターに係る次の事務を所掌する。

管理係

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成績証明書及び報告書の発行及び管理に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (8) 財産管理に関すること。
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (11) 研究職員の研修に関すること。
- (12) 図書室の管理運営及び調整に関すること。
- (13) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (14) その他生活技術開発セクターに属しないこと。

城南支所

管理係及び技術支援係を置き、城南支所に係る次の事務を所掌する。

管理係

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関する事。
- (2) 職員の福利厚生に関する事。
- (3) 成績証明書及び報告書の発行及び管理に関する事。
- (4) 安全衛生に関する事。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関する事。
- (6) 公印の管理に関する事。
- (7) 施設の取締り及び利用調整に関する事。
- (8) 財産管理に関する事。
- (9) 通信設備の維持管理に関する事。
- (10) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関する事。
(城東支所及び墨田支所における一定金額以上の契約事務を含む)
- (11) 研究職員の研修に関する事。
- (12) 依頼試験等の会計処理に関する事。
- (13) その他支所内他係に属しない事。

技術支援係

- (1) 産業技術に係る相談及び指導に関する事。
- (2) 依頼試験の受付及び調整に関する事。
- (3) 産業技術に係る普及事業に関する事。
- (4) 技術研究会に関する事。
- (5) 技術セミナー及び講習会の実施に関する事。
- (6) 研究職員の研修に関する事。
- (7) 機器利用に関する事。
- (8) 試験の精度向上、試験方法等に関する事。
- (9) 担当分野としてナノテクノロジーセンター、基盤技術、先端計測加工ラボ1及び先端計測加工ラボ2を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理に関する事。
 - ア 強度試験及び精密測定に関する事。
 - イ 磁気測定に関する事。
 - ウ 化学機器分析、材料物性評価等に関する事。
 - エ 非破壊検査に関する事。
 - オ 立体造形技術に関する事。

- カ 微粒子計測に関すること。
- (10) その他技術支援に関すること。

多摩テクノプラザ

総合支援課

管理係及び連携支援係を置き、多摩テクノプラザに係る次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成績証明書及び報告書の発行及び管理に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 所有車の運転等に関すること。
- (8) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (9) 製品開発支援ラボの運営に関すること。
- (10) 財産管理に関すること。
- (11) 通信設備の維持管理に関すること。
- (12) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (13) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (14) 業務の広報に関すること。
- (15) 見学等に関すること。
- (16) その他産業技術に係る普及事業に関すること。
- (17) 異業種交流に関すること。
- (18) 技術研究会に関すること。
- (19) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (20) 研究職員の研修に関すること。
- (21) 技術相談に関すること。
- (22) 資料室の管理運営及び調整に関すること。
- (23) その他多摩テクノプラザ内他グループに属しないこと。

電子・機械グループ

担当分野として機械技術、EMC及び電子回路設計を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 電波及び電磁ノイズに関すること。
- (2) 電磁波計測に係る規格又は規制に関すること。
- (3) EMC試験及びEMC対策に関すること。
- (4) EMC規格に対応した製品開発に関すること。
- (5) 高速デジタル通信を含むネットワーク応用に関すること。
- (6) 電気電子技術及び情報処理技術に関すること。
- (7) 機械及び構造物類の設計並びに構造解析に関すること。
- (8) 立体造形技術に関すること。
- (9) 機械振動及び精密測定に関すること。
- (10) 環境試験に関すること。
- (11) 試験所認定に関わる成績書の発行及び管理に関すること。
- (12) 依頼試験の受付及び調整に関すること。
- (13) 機器利用の受付及び調整に関すること。
- (14) 技術研究会に関すること。
- (15) 技術セミナー及び講習会の実施に関すること。
- (16) 障害者スポーツ研究開発推進事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (17) その他電子及び機械に関すること。

複合素材開発セクター

担当分野として高機能繊維材料、繊維強化複合材料及び繊維・材料評価を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 高機能繊維開発に関すること。
- (2) 繊維強化複合材料の成型・加工に関すること。
- (3) 撚糸技術、織物製造技術及び繊維素材等の応用技術に関すること。
- (4) 繊維材料の分析・評価に関すること。
- (5) 高分子材料の分析・評価に関すること。
- (6) 金属材料の分析・評価に関すること。
- (7) 環境試験に関すること。

- (8) 依頼試験の受付及び調整に関すること。
- (9) 機器利用の受付及び調整に関すること。
- (10) 技術研究会に関すること。
- (11) 技術セミナー及び講習会の実施に関すること。
- (12) その他複合素材開発に関すること。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。